

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都文化を広く世界に発信し、M I C E（ミーティング、インセンティブ、コンベンション、イベント、エキシビションを指す。以下同じ。）誘致を推進することにより、国際的な交流拠点としての京都の魅力をより一層高めるとともに、幅広い外国賓客等の更なる京都訪問を促し、活力あふれる新たな京都の創造に寄与するため、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 京都の文化・芸術等のための事業推進と国内外への情報発信、コンベンション等の誘致及び賓客等の招聘促進並びに広告宣伝のための事業
- (2) 京都におけるM I C E誘致を促進するための助成金の受付、交付等に係る事業
- (3) コンベンションビューローにおける専門知識を有する人材の育成・強化に係る事業

(交付の対象)

第3条 補助金は、コンベンションビューローが実施する前条の事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 前条の事業の実施に当たって必要となるコンベンションビューローの物件費。
ただし、前条第2号事業については、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者は対象としないこと。
- (2) 前条の事業の実施に当たって必要となるコンベンションビューローの人件費。
ただし、本市職員に係る人件費を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に定める経費の額以内の額とする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付申請書（第1号様式）によって、事業を開始する日までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから20日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(交付の決定)

第7条 条例第10条の規定により交付及び交付予定額又は不交付を決定したときは、条例第12条に基づき、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付決定通知書（第2号様式の1又は2）により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金概算払請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 条例第11条第1項第1号及び第2号による市長等の承認の申請は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金変更承認又は中止・廃止承認申請書（第4号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるものの

(2) 経費配分の変更で、流用額が総事業費の5分の1以内、かつ補助金額の変更が増減5分の1以内であるもの

(事業完了の届出)

第10条 条例第18条第1項による実績報告は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業報告書。ただし、第2条第2号に掲げる事業については当該事業の実施

状況がわかる一覧を添えること。

- (2) 収支決算書。ただし、第2条第2号に掲げる事業については助成金を支払ったことを証する書類の写しを添えること。

(補助金の交付額の決定)

第11条 条例第19条の規定により補助金の交付額を決定したときは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付額決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は観光政策担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 京都市大規模国際コンベンション誘致支援助成金交付要綱

(2) 京都市大規模国際コンベンション開催支援助成金交付要綱

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年３月２６日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業の実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
交付申請額	金 円
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書

第2号様式の1 (第7条関係)

京都市指令産観第 号
年 月 日

所在地

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
理事長 様

京都市長
(担当 産業観光局観光MICE推進室)

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった上記補助金について、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付予定額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
 - (4) その他市長等が必要と認める条件

第2号様式の2（第7条関係）

京都市指令産観第 号
年 月 日

所在地

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
理事長 様

京都市長
(担当 産業観光局観光MICE推進室)

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった上記補助金について、不交付とすることに決定しましたので、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

不交付理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第3号様式（第8条関係）

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金概算払請求書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱第8条の規定により補助金の概算払を請求します。			
事業の名称			
交付決定日	年 月 日		
決定番号	京都市指令産観第 号		
交付予定額	円		
受領済補助金額	円		
概算払請求額	円		
概算払請求額の内訳	経費内容	金額	積算内訳

第4号様式（第9条関係）

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金
変更承認又は中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号及び第2号の規定により補助金に係る ☐ 変更承認又は ☐ 中止・ ☐ 廃止承認を申請します。	
事業の名称	
交付決定日	年 月 日
決定番号	京都市指令産観第 号
変更又は中止・廃止の内容	
変更又は中止・廃止の理由	
添付書類	

注 該当する☐に、レ印を記入してください。

第5号様式（第10条関係）

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により補助事業の実績を報告します。		
事業の名称		
交付決定日	年 月 日	
決定番号	京都市指令産観第 号	
事業実績	事業に要した経費	円
	補助金額	円
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書	

所在地

京都市指令産観第 号
年 月 日

京都市長
(担当 産業観光局観光MICE推進室)

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付額決定通知書

年 月 日付け、第 号をもって交付決定した上記の補助金について、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 補助金交付額 金 円